

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I Lawyer's Eye

～CIETACにおける仁義なき戦い～ 屠 錦寧 中国弁護士

II 中国法令アップデート

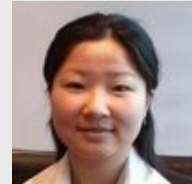
- 特許法(改正案)(国家知的財産権局)
- 外商投資プロジェクト審査確認管理弁法(改正案)(国家発展改革委員会)
- 廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理弁法(財政部、環境保護部など)
- 国外機構の人民元銀行決済口座の開設及び使用に関する問題についての通知(中国人民銀行)
- 北京等8省市において営業税に替えて増値税を試験的に徴収する一般納税者資格認定に関する事項の公告(国家税務総局)
- 出入国者所持品検疫管理弁法(改正法)(国家品質監督検査検疫総局)
- 国外投資プロジェクト審査確認管理弁法(意見募集稿)(国家発展改革委員会)

III 中国万感

～オリンピック金メダリストの報奨～ 安 然 ニューヨーク州弁護士

I Lawyer's Eye

CIETAC における仁義なき戦い



中国弁護士 屠 錦寧

中国国際経済貿易委員会(CIETAC)は、北京に本部を置き、上海分会(上海)、華南分会(深圳)、西南分会(重慶)を設け、天津にも国際経済金融仲裁センターを設置する、中国を代表する仲裁機関である。北京本部と各分会には、1994 年以来、共通の仲裁規則・仲裁人名簿が適用されてきたが、今年の春、CIETAC 北京本部と上海分会・華南分会との間で、仲裁規則の改定や両分会の独立した地位の有無等をめぐる熱い戦いが始まった。CIETAC ウェブサイトや報道などを総合すると、その争いは以下のような経緯をたどっている。

日付	当事者	動き
4 月 24 日	北京本部	現行の仲裁規則(2005 年規則)の改正規則(2012 年規則を参照。)を 2012 年 5 月 1 日から施行し、従前通り本部と各分会に適用する旨と発表した。
4 月 30 日	上海分会	独自の仲裁規則(上海規則)および仲裁員名簿を制定し、2012 年 5 月 1 日より施行すると発表した。2012 年規則は、紛争金額が 200 万人民币を超えると略式仲裁ができないこと、仲裁判断等の審決文書には北京本部の印を捺印しなければならないと定めているのに対して、上海規則では、略式仲裁の上限は 50 万元(2005 年規則と同じ)とされ、審決文書にも上海分会の印を捺印するとされている。
5 月 1 日	北京本部	下記の事項を発表した。 ①上海分会が独立を自称し、分会委員会を設置する行為は無効である。 ②上海規則および上海分会の定款は無効である。 ③上海分会による仲裁員の招聘は無効である。 ④2012 年 5 月 1 日より、仲裁合意で分会による仲裁を選択した場合、2012 年規則および北京本部の仲裁員名簿を適用しなければならない。 ⑤事件の管轄権、仲裁員の指定およびその回避は北京本部が決定し、裁決書等の審決文書には北京本部の印を捺印しなければならない。
5 月 2 日	上海分会	2012 年規則は手続・実体とも違法なものであり、適用できないと表明し、上海分会は独立した仲裁機構であり、仲裁業務を法により展開できるという立場を明確にした。
8 月 1 日	北京本部	同日付けで、上海分会および華南分会への仲裁申立ての受理および仲裁事件の管理に関する授權を終了する旨を発表し、当事者が両分会による仲裁を約定した場合でも、本部(の上海、深圳現地オフィス)に申請すべきであると表明した。
8 月 4 日	上海分会・華南分会	北京本部の授權終了の主張を否認し、両分会は独立した仲裁機構であり、当事者が両分会を仲裁機構として選択できることを強調した。仲裁規則については、当事者が 2012 年規則を明示的に選択しない限り、上海分会では

		いては、当事者が 2012 年規則を明示的に選択しない限り、上海分会では上海規則、華南分会では 2005 年規則を適用すると発表した。
--	--	---

このように、今回の上海・華南分会の独立騒動は、北京本部が両分会の組織、人事、財務上の独立性を無視し、仲裁事件の管轄や裁決の管理等の権限を取り上げようとする行為への強い不満が背景にあるようである。日本企業、日系企業が締結している中外合弁契約、各種国際取引契約などでは、中国の人民法院の地方保護主義を危惧し、また日本の裁判所の判決では、相互保証がない中国での執行に問題が生じること等を考慮して、訴訟より仲裁が選択されることが多い。そして、CIETAC の上海分会や華南分会を仲裁機関として指定する仲裁条項が実に多く存在している。今回の騒動により、今後、このような仲裁条項に基づいて一方の当事者が仲裁を申し立て、仲裁判断を得た場合、管轄権の有無、仲裁規則の選択、仲裁員の選任、仲裁判断書の有効性および執行の可否等について、相手方に争われる可能性が否定できないであろう。

この独立騒動の行方はもちろんのこと、注視する必要があるが、決着がつくまでには、契約当事者が仲裁条項で上海分会または華南分会を選択することを避けたほうがよいのではないかと思われる。既にこのような仲裁合意を含む契約を締結した場合には、CITEAC 北京本部または他の仲裁機関に変更するなどの対策も検討に値するかもしれない。

II 中国法令アップデート



弁護士 若林 耕

最新中国法令の解説

<知的財産権>

特許法(改正案)(国家知的財産権局)

[ポイント] 本法(改正案)は、現行法の改正法である。本法では、故意による特許権(発明特許)、実用新案権(実用新案特許)、意匠権(意匠特許)の侵害については、人民法院や特許管理業務部門が、情状や規模などから、上限を実際に生じた損害額(又はその他の計算方法によって確定される額)の3倍とする懲罰的損害賠償を課することができる旨が新たに盛り込まれている点が注目される。これに先立ち、2012年7月31日までパブリック・コメントの募集が行われていた著作権法改正案第二稿においても、故意による著作権侵害について懲罰的損害賠償制度を創設することが定められており、知的財産権の領域に懲罰的損害賠償を導入する動きが急速に進みつつある。

(意見募集期間:2012年8月9日~同年9月10日)

[原文] [専利法修改草案\(征求意见稿\)](#)

<外商投資>

外商投資プロジェクト審査確認管理弁法(改正案)(国家發展改革委員会)

[ポイント] 本弁法(改正案)は、中国国内直接投資に対する審査確認手続について規定する「外商投資プロジェクト審査確認暫定管理弁法」に替わるものであり、外商投資に対する規制を緩和するものである(なお、「外商投資プロジェクト審査確認暫定管理弁法」の規定内容については、2008年7月8日に公布、施行された「外商投資プロジェクト管理を更に強化、規範することに関する通知」も参照)。本弁法は、地方發展改革部門限りでプロジェクト審査確認を行うことができる上限額を、奨励類、許可類について1億米ドル未満から3億米ドル未満に引き上げている(この額を超えた場合には、中央の國家發展改革委員会が審査確認を行う)。また、外資が国内企業を買収する場合で生産及び投資規模を拡大しないときを対象とする簡易な申請手続に関する規定も盛り込んでいる。中国への投資実務に直接影響を与える新法令であるため、パブリック・コメントの結果及び実際に公布される規定に注意が必要である。

(意見募集期間:2012年8月16日~同年9月15日)

[原文] [外商投资项目核准管理办法\(征求意见稿\)](#)

<中古電気製品管理>

廃棄電器電子製品処理基金徴収使用管理弁法(財政部、環境保護部など)

[ポイント] 本弁法は、「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」第7条で定められた、電気電子製品の生産者(自主ブランド生産企業及び下請生産いずれも含む。)及び廃棄電器電子製品の輸入業者などが負担する廃棄電器電子製品処理基金の対象となる製品、額、用途などについて定めている。本弁法では、処理基金納付の対象となる製品は、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、マイクロコンピュータの5品目であり、徴収額は1台あたり7人民元から13人民元とされており、

中国国内でこれらの製品の製造を行う企業にとってはコスト増大要因となるものと思われる。処理基金は、上記製品の廃棄電器電子製品処理業者(「廃棄電器電子製品処理資格許可管理弁法」に基づき、廃棄電器電子製品処理資格を取得した業者)に対する補助金などに使用されるが、本弁法はその補助金の額(1台あたりテレビ85人民元、冷蔵庫80人民元、洗濯機35人民元、エアコン35人民元、マイクロコンピュータ85人民元)なども定めている。

(2012年5月21日公布、同年7月1日施行)

[原文] 废弃电器电子产品处理基金征收使用管理办法

<人民元の国際化>

国外機構の人民元銀行決済口座の開設及び使用に関する問題についての通知(中国人民銀行)

[ポイント] 本通知は、国外機構による人民元口座について定めたものである。2010年に公布された「国外機構人民元銀行決済口座管理弁法」により、国外機構による人民元非居住者口座の開設が認められるようになったが、本通知はこの人民元非居住者口座の用途を拡大するものである。本通知により、人民元非居住者口座内の人民元の外貨転が可能であること及び人民元非居住者口座内の人民元について、国内融資のために質権設定を行うことができることなどが明らかにされている。

(2012年7月26日公布、施行)(銀発[2012]第183号)

[原文] 关于境外机构人民币银行结算账户开立和使用有关问题的通知

<営業税改革>

北京等8省市において営業税に替えて増徴税を試験的に徴収する一般納税者資格認定に関する事項の公告(国家税務総局)

[ポイント] 本公告は、「北京等8省市における交通運送業及び一部の現代サービス業の営業税に替えて増徴税を試験的に徴収することに関する通知」に基づき、営業税に替えて増徴税を納付する納税者について、一般納税者資格の認定基準を、原則として、試験徴収実施前の年間課税サービス販売額が500万人民元を超える試験納税者であることなどを定めたものである(なお、年間課税サービス販売額=連続12ヶ月以下の課税サービス営業額合計÷(1+3%)である。)

(2012年7月31日公布、同年8月1日施行)(国家税務総局公告2012年第38号)

[原文] 关于在北京等8省市开展交通运输业和部分现代服务业营业税改征增值税试点的通知

<出入国管理>

出入国者所持品検査管理弁法(改正法)(国家品質監督検査検疫総局)

[ポイント] 本弁法は、出入国者の所持品に対する検査・検疫の要件や手続を規定するものであり、現行法の改正法である。(1)一定の物(例えば病原体や土壌等)について越境を禁じるとともに、(2)動植物や微生物、人体組織等に対して申告に基づく検査を実施すること、(3)必要に応じて当局により現場で所持品の検査(開披を含む。)ができること等を定めている。

(2012年8月2日公布、同年11月1日施行)(国家品質監督検査検疫総局令第146号)

[原文] 出入境人员携带物检验检疫管理办法

<走出去(中国企業による国外投資)>

国外投資プロジェクト審査確認管理弁法(意見募集稿)(国家發展改革委員会)

[ポイント] 中国の対外直接投資に対する審査手続を規定する「海外投資プロジェクト審査確認暫定管理弁法」に替わるもので、海外投資に対する規制を緩和している。注目すべき点は次の3点である。(1)対外直接投資が資源開発類、非資源開発類及び交通インフラ類と整理されている。

(2)従前、一定額以上の海外投資にも要求されていた国务院の審査確認が「敏感国家」、「敏感分野」に対する投資のみに限定されている。(3)審査確認の主体ごとの金額が修正され、資源開発類・交通インフラ類は中国側投資額3億米ドル以上、非資源開発類は中国側投資額1億米ド

ル以上が国家発展改革委員会、それ未満が省級発展改革部門の審査確認の対象とされている。日本企業に対する中国からの投資に影響を与える新法令であり、パブリック・コメントの結果及び実際に公布される規定に注意が必要である。

(意見募集期間:2012年8月16日～9月15日)

[原文] 境外投资项目核准管理办法(征求意见稿)



中国万感



【オリンピック金メダリストの報奨】

ニューヨーク州弁護士 安然

報道によれば政府からオリンピック金メダリストへ与えられる報奨金は時代とともに増加している(下表)。更に、劉翔や邢慧娜のような陸上などの競技で中国初の金メダルを取った場合、100 万元(約 1250 万円)のボーナスが別に支払われるという報道も見られる。その上、選手の所在地の地方政府も金メダリストに褒賞金を与えるのが通常であり、地方によって 100 万元まで出されるようである。中国では、オリンピックでメダルを獲ることは個人の成功より国家の栄光だと思われており、政府の手厚い報奨もそのためである。

	報奨金※	都市人口の平均可処分所得(年収)
ロサンゼルス(1984 年)	6,000 元(約 7.5 万円)	608 元
北京(2008 年)	350,000 元(約 430 万円)	15,780.8 元
ロンドン(2012 年)	500,000 元(約 620 万円)	21,810 元(2011 年)

※円換算額は 1 人民元=12.5 日本円の換算率を用いて概算した。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com) 又は若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com) までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。



本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目6番1号
泉ガーデンタワー38階(総合受付)
Tel: 03-6888-1000(代表)
Email: inquiry@amt-law.com



安德森·毛利·友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵編100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law2.com
URL: <http://www.amt-law.com/>